

建設業の許可要件の審査における留意事項について

平成22年11月15日 土木部監理課

1 個人事業主の事業主補佐経験をもって個人の経営業務管理責任者として認定する条件等

(1) 個人事業主の事業主補佐経験をもって「新規許可(事業継承)」を認定する条件

次のすべての条件を満たすこと

承継者(許可申請者)が成人に達して以降、事業主(被承継者)に準じる地位に7年以上あったこと。

死亡、病気引退、高齢引退、その他の理由で(自己都合であるか否かを問わない。)、現に許可を受けている事業主(被承継者)が廃業し、事業主の親族(承継者)が営業を引き継ぐこと

「親族」は、事業主の配偶者、又は2親等以内の親族とし、戸籍抄本等により親族関係が明らかかな者のみを認める。

承継者の許可申請と同時に被承継者の廃業届を提出すること。

承継者が個人で営業し、許可申請業種が被承継者の許可業種の範囲内であること。

建設業許可でいう「事業継承」とは、建設業許可番号を被承継者と同一のものとすることをいい、扱いとしては「新規」である。そのため、承継者自身が許可要件(人的要件、財産的要件(承継者名義の残高証明書で確認)等)を満たしていること。

また、経営事項審査においては、営業年数、完成工事高を引き継ぐことができる。

承継理由が発生した日から、1年以内の申請であること。

許可の取消事由として、建設業法第29条の3で「一年以上営業を休止した場合」とあるため。

事業承継が認められるのは、事業主1名につき1名とする。

「新規許可(事業承継)」申請時に、被承継者の変更届が漏れなく提出されていること。

経営業務管理責任者証明書の証明者が被承継者又はその配偶者であること。

ただし、被承継者及びその配偶者が、死亡等の理由により証明が困難な場合は、被承継者の元請又は下請業者を証明者とするすることができる。(その場合、別紙1号様式を添付させること。)

(2) 個人事業の事業主補佐経験をもって「新規許可(新規)」を認定する条件

個人事業主又はその支配人が、成人に達して以降7年以上事業主に準じる地位にあって、経営業務を補佐した経験を有する場合、事業主1名につき1名のみ「事業主に準じ

る地位」として認め、新規として許可を認める。

「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記（支配人登記）の有無をもって判断する。

（３）事業主経験年数と補佐経験年数の合算について

事業主経験年数と補佐経験年数の合算については、別表（１）のとおりとする。

なお、別表（１）については、建設省経発第３１８号「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（平成９年１２月２６日付）に基づいているため、今後本事項に関する通知等が変更、廃止になった場合は、その後の国の通知等に準じて取り扱うので注意すること。

（４）「事業主に準じる地位」の証明として提出を求める確認書類

事業承継の場合は、以下の の提出、及び の提出を求めること。

新規の場合は、
、 の提出の提出をもとめること。

なお、 については原本、その他は写しの提出で認めるが、必要に応じて原本の提示を求めて確認すること。

事業主の所得税申告書の７年分（補佐経験者が専従者として記載されているか又は常勤職員として給与を支払われていることが明記されていること）及び許可申請者が別居している場合は１人別源泉徴収簿７年分及び所得税領収済書の写し。

戸籍抄本又は住民票謄本（事業主と補佐経験者の関係が分かるもの。）

事業主の許可通知書

許可申請業種に係る事業主の契約書（各業種×７年分）

ただし、許可通知書で７年（補佐経験年数）以上、申請業種の許可を有していることが明らかであれば省略可。

（５）解釈及び留意事項

未成年時の補佐経験は、未成年が行った契約等の法律行為は何時でも取り消し得るとされているなど、社会通念上認められないと判断されるものである。

被承継者の死亡等の事由が発生した後、被承継者の許可満了前に承継者が許可申請（事業承継）した場合、承継者が許可を取得するまでの間に従前の許可が失効しても、事業承継は認める。（許可失効後の申請（事業承継）は受付できないので注意。）

事業承継を認める範囲を配偶者及び２親等以内と限定したのは、経営事項審査上の事業承継の際の完成工事高の引継ぎを認める基準を参考とした。

2 個人事業主補佐経験又は法人の準じる地位をもって法人の経營業務管理責任者として認定する条件

(1) 個人事業主補佐経験をもちて法人の経營業務管理責任者として認定する条件

法人の常勤役員であるものが1(2)の条件を満たす場合には、新規又は経營業務管理責任者の変更を認める。なお、個人事業主補佐経験と法人での役員経験の合算については別表1のとおりとする。

(2) 法人の「役員に準じる地位」をもちて法人の経營業務管理責任者として認定する条件

法人の「役員に準じる地位」とは、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務を担う職位上の役員に次ぐ地位（部長等）をいう。

なお、準じる地位を認定する際の確認書類は、以下のすべてを揃えて提出させること。

本取扱いについては、国総建第395号「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」を参考としているため、当該通知が変更、廃止された場合については、その後の国の通知に準じて取り扱う。

経營業務管理責任者に準じる地位にあることを確認するための書類

・組織図その他これに準じる書類

業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

・業務分掌規定（組織規定）その他これに準じる書類及び補佐経験者が関与した建設工事の契約書等の写し（各業種×7年分）

補佐経験者が建設業の経営を補佐してきたことが確認できるもの

・当該補佐経験者が決裁した稟議書その他これに準じる書類（7年分）

経營業務管理責任者証明書については、原則補佐経験時の法人等の代表者が証明すること。

ただし、法人が解散等の理由により証明が困難な場合は、当時の役員、元請業者、下請業者が証明することができる。その際は、別紙様式第1号を添付させ、証明者が当時の役員の場合は、閉鎖登記簿等により当時の役員について確認すること。証明者が、当時の元請業者、下請業者の場合は、別紙様式第2号を提出させること。また、経營業務管理責任者証明書の備考欄に、代表者の証明を受けられない理由を付記すること。

3 個人事業主が法人化する場合（法人成り）の許可申請について

建設業許可を有している個人事業主が、事業を廃止し、法人を設立した場合は、個人と法人では人格が相違するため、個人の許可は法人に引き継ぎできない。そのため、設立した法人は、新規で許可を取得する必要がある。ただし、許可申請時に以下のすべての条件を満たしているものについては、従前の許可番号を引き継ぐことができる。（経営事項審査においては、個人時代の営業年数、完成工事高を引き継ぎできる）

個人時代の建設業を許可申請と同時に廃業すること。

個人事業主であった者が50パーセント以上出資した法人であること。

営業年度が連続していること。

個人事業主であったものが、法人設立時点で代表権を有する役員であること。

変更届の提出を怠っていなかったこと。

なお、法人から個人への「個人成り」については、許可番号、実績等の引継ぎはできない。

個人時代の許可失効後の申請(法人成り)は認めない。

4 発注証明書の取扱いについて

建設業法によれば、請負契約については書面で締結することが義務化されており、相当に古い契約書を除き、近年の契約書がないのは容認しがたい。

そのため、経営業務経験の確認書類は、契約書又は注文書の写しを原則とし、やむを得ず発注証明書を添付する場合は、以下のとおり取り扱うこと。

- ・ 証明者欄には、かならず電話番号を記入させ、必要に応じて電話で事実確認を行うこと。
- ・ 相当に古い発注証明書については、記載事項の根拠（工事記録等）の提示をもとめること。
- ・ 証明書はできるかぎり2者以上の者から徴収すること。

見積書、請求書については、相手方の記名押印がないため、確認資料としては原則として認められないため、その場合は発注証明書を作成させること。ただし、請求書等に基づく請負代金の支払いが通帳等で確認でき、確実に契約事実があると判断できた場合は認めてもよい。

5 相当に古い技術者実務経験の認定について

専任技術者となるために、相当に古い実務経験を記載として許可申請してきた場合、許可申請直前10年以上にわたって技術者実務経験がない場合は、記載された実務経験については客観的資料（作業日報、工事記録等）の提示を求めることとする。

そもそも実務経験は、一定の期間、技術者として現場に従事していた経験を基に国家

資格に代えて認めるものであるので、現場に従事していない時期が長期間に及ぶ場合は、それ以前の実務経験は役に立たないと考えからである。

6 事業を開始したばかりの個人事業主の許可申請の取扱いについて

個人事業主が、事業を開始したばかりで許可申請をした場合、決算期を一度もむかえていないために納税証明書、財務諸表の添付が困難な場合がある。その場合は、別紙様式第3号を参考に理由書を作成し、添付を省略できる。

設立後まもない法人については、決算期末到来の納税証明書及び開始貸借対照表を添付させること。また、個人であっても決算期末到来の納税証明書が取得できる場合は添付の省略はできない。

7 附帯工事の実務経験

附帯工事の実務経験は、確認資料等（工事日報等）で確認できれば、附帯工事を行っていた期間のみ、附帯工事が該当する業種の実務経験に含めてよい。なお、附帯工事の実務経験として含めた期間は、同一人物について、本体工事が該当する業種の実務経験に含められないものである。

（具体例）

建築一式工事で家屋を建築（工期1～6月）

盛り土（1月） とび・土工工事の実務経験として認める。

大工（2～3月） 大工の工事实務経験として認める。

内装工事（4～6月） 内装工事の実務経験として認める。

～ の期間のうち、附帯工事として実務経験を計上した期間は、本体一式工事の実務経験に計上（2重計上）できない。

8 実務経験の指定学科について

専修学校高校課程（いわゆる専門学校）については、学校教育法に定める「学校」の範囲に含まれないので、必要な実務経験の短縮をすることはできない。

よって、卒業証明書の提出を求めるのは、高等学校、高等専門学校（高専）、短期大学、大学卒業に限る。

なお、卒業証明書のみでは指定学科に該当するか判断が困難な場合は、別に履修証明書の提示を求め、履修科目を確認すること。

9 建設業者団体について

建設業許可申請書に添付する「所属建設業者団体」に記入すべき建設業者団体は、茨城県の場合（社）茨城県建設業協会、（社）茨城県電設業協会、（社）茨城県空調衛生工事業協会、（社）茨城県造園業協会の4団体である。

1 0 清算人が他社の経營業務管理責任者になることについて

従来、代表清算人、法定清算人が他社の経營業務管理責任者となることは原則として認めていなかったが、法人の清算欠了登記まで行うには、費用が多大に係ることを理由に、解散登記までで手続をとめている法人が多く、実質的には清算会社の業務は何ら行っていない事例が見受けられる。そのため、代表（法定）清算人になっているというだけで、常勤性を認めないことについては、合理的な理由に乏しいため、許可申請を行う会社での常勤性が確実な場合（社会保険の加入等）にのみ、清算人が他社の会社の経營業務管理責任者となることを認める。

1 2 特定建設業の財産要件の確認について

特定建設業許可を取得するための財産的要件は、欠損の額、流動比率、資本金額、自己資本額のすべての要件を満たしている必要がある。確認方法としては、申請時の直近の決算期の財務諸表で確認することになる。ここでいう申請とは、新規、般特新規のみでなく、業種追加、更新等も含まれるので、その申請の都度、財産的要件の確認を行う必要がある。

財産要件確認の特例として、 $\frac{\text{流動比率}}{100} \times \text{資本金額} > \text{自己資本額}$ の要件は満たしているものの、 $\frac{\text{流動比率}}{100} \times \text{資本金額}$ のみが不足している場合は、決算期を待たずに増資をした段階で要件を満たすことができる。

具体例：

決算期時点での状況

欠損の額 流動比率 資本金額 × 自己資本額

この場合、増資をすれば要件を満たすことになる。

認められない場合

欠損の額 流動比率 資本金額 × 自己資本額 ×

この場合、増資をしても財産要件は満たされない。

1 3 経營業務の管理責任者及び専任技術者の常勤性の基準について

従来、許可上の経營業務管理責任者及び専任技術者は、他社の代表取締役（代取が複数いる場合を除く）との兼任を認めていなかったが、他社では事実上営業を行っていない場合や、他の取締役が事実上の経営者となっている場合などがあるため、他社の代表取締役であるという理由だけで、経營業務管理責任者等になることはできないという扱いは合理的な理由があるとはいえないため、今後は以下のとおり取り扱う。

以下の要件を満たす場合は、他社の代取との兼務を認める。

代表取締役を務める法人が、事実上営業を行っていないと判断できる場合。

代表取締役を務める法人が、他の役員が事実上経営を行っていることが明らかなか場合であって、代表取締役として無報酬である場合。

代表取締役を務める会社で、建設業法や他の法令等で専任性のある役職等についていない場合。

社会保険の加入状況等により、経營業務管理責任者等になっている法人での常勤性が確実な場合。

上記、についてはいずれか、についてはいずれも満たしていること。

なお、他社の役員（平取）との兼任は以前から認めていたが、の場合や、他社の常務取締役、常務取締役となっている場合、兼任は認められないので注意すること。

1.4 個人事業主に係る常勤性の確認について

個人事業主自身が、建設業法上の経営管理者及び専任技術者になっている場合は、常勤性の確認資料は添付を要しない。

1.5 監査役の取扱いについて

監査役については、建設業法上役員として認められないため、許可申請書別紙「役員一覧」に記載する必要はなく、監査役の就任期間については、経營業務管理責任者の経験年数に含めることはできない。

また、監査役は会社法上、会社の使用人との兼務はできないと規定されているため、専任技術者（経営管理者含む）や配置技術者となることはできない。

1.6 業種追加等を含む許可の更新申請について

許可の更新申請の際に、業種追加や般特新規を含めて申請する場合、許可の失効を防ぐ観点から、許可満了から最低でも1ヶ月以上前に申請させること。有効期間が1ヶ月を切っている場合は申請を受け付けず、更新と分けて申請するよう指導すること。

1.7 許可の有効期間の調整について

複数の許可年月日の期間調整の際、その業者が一般と特定それぞれの許可を有している場合は、片方のみ的一本化はできず、「一般」「特定」どちらも同一許可年月日としなければならないので注意すること。

1.8 許可申請に係る各種証明書の有効期限について

許可申請の際に添付する各種証明書の有効期限は、申請日前3ヶ月以内とする。ただし、金融機関が発行する残高証明書については、申請日前1ヶ月以内とする。

なお、残高証明書の有効期間の考え方については、証明書発行日ではなく証明日で判断すること。

1 9 株式会社が添付しなければならない事業報告書について

事業法報告書とは、会社法により作成が義務付けられたもので、旧商法上の営業報告書に該当するものである。様式については任意であるため、会社法第438条の規定に基づき取締役が定時株主総会に提出したものと同一内容のものとする。

2 0 指導監督的実務経験について

特定建設業の専任技術者になるためには、通常一級同等以上の国家資格等が必要であるが、指定建設業を除き、建設業法第7条2号のイ該当（2級資格等）の者でも指導的な実務経験を有しているものであれば、特定建設業の専任技術者となることができる。

なお、「指導監督的立場」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督したものをいい、「指導監督的な実務経験を有する者」とは、許可に係る建設工事で、発注者から直接請け負い（元請として請け負い）、その請負代金が4,500万円以上であるものに関し、2年以上の指導監督的実務経験を有する者をいう。

2 1 国家資格者等・監理技術者一覧表について

当該様式については、専任技術者を除く国家資格者のみ記載を要するものであることから、実務経験者については記載を要しない。（大臣認定者は除く。）

2 2 技術者等の婚姻による氏名の変更について

技術者等が、婚姻により氏名に変更が生じた場合は、氏名の変更が確認できる書類の添付をさせた上で、変更前の氏名については技術者等の削除、変更後の氏名については技術者の追加として取扱い、各種届出についても同様のものとして提出させる。

2 3 出向契約者の取扱いについて

出向社員であっても、その者の給与の支払い状況、その者に対する人事権の状況等により、営業所への常勤性及び専任性が確認できる場合は、その営業所の専任技術者（経営業務管理責任者）となることができる。その際は、以下の資料を添付させ、確認すること。

出向契約書等（出向者の人事権限等が確認できる書類）の写し

出向者の給与の支払い状況が確認できる書類（実質の給与の負担が出向先であること）

別紙様式第4号（出向元の代表者が署名押印したもの）

出向元での社会保険証の写し（在籍出向の確認）

なお、出向社員については、現場の配置技術者にはなれないので注意すること。

2 4 県内許可業者の主たる営業所移転に伴う変更届の提出について

県内許可業者が、主たる営業所を移転し、管轄の土木事務所が変更になる場合は、営業所の移転の変更届については、前管轄の土木事務所で受付ける。その後の申請等については、変更後の管轄土木事務所へ提出するよう業者へ指導し、その後は速やかに業者に係る申請書類等を変更後の管轄土木事務所へ送付する。

なお、書類を送付する際は、紛失等の防止のため、変更後の土木事務所担当者と連絡を取り合うこと。

(別表1) 経營業務管理責任者経験年数と補佐経験年数の合算について

経管者としての経験				補佐経験			
申請業種		申請業種以外		申請業種		申請業種以外	
法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人
A	B	C	D	E	F	G	H

適用表

A 5	B 5	C 7	D 7	E 7	F 7	G (×)	H (×)
	A+B 5	A+C 7	A+D 7	A+E 7	A+F 7	A+G (×)	A+H (×)
		B+C 7	B+D 7	B+E 7	B+F 7	B+G (×)	B+H (×)
			C+D 7	C+E 7	C+F 7	C+G (×)	C+H (×)
				D+E 7	D+F 7	D+G (×)	D+H (×)
					E+F 7	E+G (×)	E+H (×)

- 1 太線枠内が、合算を認める期間(数字は年数)
- 2 合算については、年数が連続している必要はなく通算して必要年数があれば認める。
- 3 補佐経験で許可申請等が認められる業種は、実際に経營業務補佐として事業に関わった業種のみであるので注意すること。(関わった業種の確認は、組織規定や稟議書等で確認。補佐経験時の法人等が許可業者であり、複数の許可業種を保有している場合でも、補佐として各業種の契約等に関わっていない場合は、その業種の経験は認めない。)

別紙（様式第1号）

経營業務の管理責任者に準じる地位にあって
経營業務を補佐した経験の認定に関する調書（証明書）

1 認定を受ける者の 氏名		生年月日	年 月 日
2 経營業務管理責任者になろうと する法人の名称（個人は屋号）			
3 許可申請の区分等及び	1 許可申請 ・ 2 経營業務管理責任者の変更		
4 経營業務の管理責任者となって許 可を受けようとする建設業の種類			
5 認定しようとする経験			
(1) 補佐経験を積んだ法人の名称（個人は屋号）			
(2)(1)の法人（個人）の受けている建設業の許可 許可業者でない場合は記載不要			
(3) 準じる地位に認定する役職名及び在籍期間 役職名 在籍期間（ 年 月 日～ 年 月 日）			
(4)(3)の役職の主な職務内容			
(5) 認定の根拠とした資料			
上記の内容について相違ないことを証明し、内容に相違があった場合は、建設業法等又は茨城県指名停止基準に基づき処分があることを承知しております。			
平成 年 月 日 証明者		印	
平成 年 月 日 申請者		印	

本様式は、必要に応じて加筆，変更等を加えてもよい。

(様式第2号)
茨城県知事 殿

発注(受注)証明書

工事名(工事内容)	工期	契約日	請負金額	工事場所

別添の(契約書・見積書・請求書)については、(私・当社)が【補佐経験時の法人名等】へ発注(から受注)したものに相違ありません。また、契約には【補佐経験者の名称】氏が関わっていたことについても相違ありません。

なお、契約の内容については、上記の一覧のとおりで、必要に応じて問い合わせを受けることも承知しています。

平成 年 月 日

証明者
問い合わせ先

印

(様式第3号)
茨城県知事 殿

理 由 書

平成 年 月 日に申請いたしました建設業許可申請書類のうち、下記(1)の書類については、下記(2)の理由により添付できませんので、建設業法に定める許可申請書類の一部添付を省略させていただきます。

記

(1) 添付を省略する書類(不要なものは消すこと)

建設業法施行規則第4条の10で定める別記様式第18～19号の財務諸表

建設業法施行規則第4条の15で定める事業税の納税証明書

(2) 添付できない理由(できるかぎり詳しく)

平成 年 月 日

申請者

印

(様式第4号)

茨城県知事 殿

出向者に関する契約内容証明書

下記の者は、当社の社員であるとともに、別添の出向契約書等に基づき()
へ出向している者であり、当該契約期間中については当社の一切の業務を行わず、出向先
の業務に専任していることに相違ありません。

出向者の氏名・生年月日	(年 月 日生まれ)
出向元の法人名 住 所	
出向元の代表者名	
出向先の法人名 住 所	
出向先の代表者名	
出向先での立場	営業所の専任技術者 ・ 経營業務管理責任者
出向契約締結日	
添付した確認書類	
備 考	

平成 年 月 日

証明者

印